



立川市障害者団体要望書

2025年8月まとめ



特定非営利活動法人 立川市障害者後援会

立川市障害者団体要望書への回答

目次

●立川市肢体不自由児・者 父母の会 たつのこ.....	2
●立川市手をつなぐ親の会.....	5
●立川麦の会(立川精神障害者家族会)	23
●立川市視覚障害者福祉協会	30
●立川市聴覚障害者協会.....	34
●けやきの会	36
●特定非営利活動法人 テイクオフ	39
●特定非営利活動法人ゆいまーる	41

立川市

●立川市肢体不自由児・者 父母の会 たつのこ

1 生活環境・地域生活支援

「ヘルパー等介護職員不足を解消するための施策について」

日頃より市民福祉の向上にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、障害福祉サービスの現場では、ヘルパーなどの介護職員不足が深刻化しており、必要なサービスを希望しても人員不足により受けられない事例が発生しております。特に重度障害者や日常生活全般に支援が必要な方にとっては、生活の質や安全に直結する重大な問題となっております。

つきましては、以下の点についてお伺いし、また施策の推進を強く要望いたします。

・介護職員不足によるサービス提供困難の実態について、どのように把握・調査を行っているのか。

・人材確保や定着促進のために、今後どのような施策を講じていくのか。

障害福祉サービスの安定的な提供を維持するためには、現場で働く職員の処遇改善や、養成・採用支援、働き続けやすい環境づくりが不可欠です。

つきましては、現状を的確に把握し、速やかかつ実効性のある対策を講じていただきますよう、ここに要望いたします。

介護職員不足によるサービス提供困難の実態把握等につきましては、自立支援協議会で、協議すべき地域課題の抽出を行っており、数ある課題の中から何を協議するかを選定を進めることとしております。その候補の中に「介護職員不足」も検討事項としており、市といたしましては、自立支援協議会とともに、人材確保策を検討していきたいと考えております。

また、ヘルパーなどの介護職員不足が続いていることにつきましては、市といたしましても危機感を募らせております。

国は福祉・介護職員処遇改善加算や福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算などを設けております。また、都は介護・福祉職員等を対象とした居住支援特別手当を支給するなど、福祉事業に従事している職員等の支援を行っております。市といたしましては、障害福祉サービス事業所の職場環境の改善やヘルパーの処遇改善について、引き続き市長会を通じて職場環境の改善及び処遇改善について国へ要望してまいります。

2 生活環境・地域生活支援

「総合福祉センターの施設整備について」

昨年の要望で老朽化の進んだ総合福祉センターについては、令和7年度中にその在り方の中で施設整備の方向性まとめていく旨の回答をいただき、大変感謝しております。方向性をまとめていくうえで、各団体の意見を聞いていただく場を設けるとのことでしたが、その予定等含

め計画の進捗状況を教えてください。

生活介護事業所マンボウ・コスモスのトイレ不足の改善はもとより、災害の際はボランティアの拠点になるなど総合福祉センターが市民にとって重要な役割を担う施設として、誰もが安心安全に利用できる施設整備をお願いいたします。

総合福祉センターの施設整備の方向性については、現在、全庁的な公共施設再編の検討を進める中で庁内調整を行っているところです。ご意見をいただく時期も含め、具体的な進捗状況はまだお示しできませんが、時期等が決まりましたら改めてお知らせいたします。

3 生活環境・地域生活支援

「駅付近の乗降スペースにおける雨天対策について」

昨年、駅付近の身体障害者用車両乗降スペースに屋根(シェルター)の設置を要望した際には、歩道に支柱を設ける余地がないため、設置は困難とのご回答をいただきました。あらためて、以下についてご回答を願います。

- ・支柱を設ける余地というのは、歩道の幅のことでしょうか。支柱を設けることができない理由を、もう少し具体的に教えてください。
- ・バス停の屋根のタイプにもいろいろあると思いますが、小さいサイズなどどのタイプでも設置不可なのでしょうか。
- ・支柱を必要としない代替案はないのでしょうか。

車椅子の乗降には時間がかかるため、雨天時には全身が濡れてしまい、体調悪化につながりかねません。天候が不安で外出を控えてしまうという状況は、バリアフリー社会の推進に逆行します。

少しでも雨や日差しを避けられる環境整備を行っていただくことが、市民の安心と移動の自由につながります。どうか前向きにご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

立川北駅下の乗降スペース前の歩道幅員については、約 3.8mで支柱を設けるスペースはありますが、歩道の中心付近に深さ 0.9mで6本の占用物が埋設されており、小さい屋根(シェルター)であっても支柱基礎を設置する余地が無いことから、屋根(シェルター)の設置は難しいと考えております。

なお、この乗降スペースは立川北駅のエレベーターが近いことや、エレベーターまでのルートの大半が、立川北駅の駅舎下となることを考慮し、この場所に乗降スペースを設置しました。

4 就労支援

「職場での身体介助について」

身体介助が必要な障害者が就労する場合、業務時間中であっても当然ながら排泄等のた

めにトイレに行く必要があります。しかし、現行の制度では就業中にヘルパーの利用が認められないため、必要な介助を受けられない状況が生じています。

この結果、家族が仕事を辞め、就業中のトイレ介助をサポートせざるを得ない事例も発生しており、本人の自立や家族の生活に大きな負担となっています。

そこで、以下の点について伺いするとともに、改善に向けた対応を強く要望いたします。

- ・立川市として、障害がある人の就労定着支援について、どのような基本的な考え方を持っているのか。
- ・就業時における身体介助は、企業や家族だけが対応するものと考えているのか。
- ・就業中に身体介助を受けられるようにするための具体策として、他自治体ではどのような取り組みや施策を行っているのか。

障害がある人が安心して働き続けられる環境づくりは、本人の社会参加だけでなく、地域全体の多様性と活力を高めることにつながります。就業中の身体介助が制度として保障されるよう、現状の見直しと実効性のある対策を切にお願い申し上げます。

市といたしましては、国や都の制度設計に基づき対応していくものと考えており、就業中の身体介助は、重度の障害がある方が安心して就労するために欠かせない環境であると認識しております。また、その対応をご家族や勤務先だけが担うという状況につきまして、市も一定の支援を行う必要があると考えております。

近隣市では、通勤支援及び職場等における支援として、当該市に登録した事業所による就労支援の提供が始まっております。本市といたしましても、制度化を研究してまいります。

●立川市手をつなぐ親の会

◆「地域生活支援拠点等」事業について(継続)

2020年7月1日から立川市地域生活支援拠点等事業が始まり5年が経過しました。当初は知的障害者から先行的に取り組みをすることが申し伝えられましたが、5つの機能の支援体制の充実が実感できていません。障害が重度であっても、高齢になっても、親なき後も住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、さらなる整備をお願いします。

① 相談機能について

24時間365日の対応が可能な相談支援機能の整備をお願い致します。

8050世帯や一人親世帯などは特に主たる介護者に緊急的な事態が生じた場合、常時、相談できる窓口があるだけで安心感が違います。機能整備の前段階として、土日祝の日中の時間帯に電話対応だけでも可能な窓口の設置をお願いします。

地域生活支援拠点等事業は、拠点等コーディネーターとともに、障害者に係る関係機関へ周知を図りながら、地域全体で支える体制ができるように進めていきます。相談支援事業所には、モニタリング等を通じて緊急連絡先の確認等を行いながら、支援対象者の把握に努めております。

土日祝の日中の時間帯の電話対応については、土曜日は一部の地域活動支援センターが相談対応しております。日曜祝日等の対応は、他自治体での事例等について研究してまいります。

② 緊急時の受け入れ・対応機能について

・拠点機能を担うための体制づくりにおいて市内事業所に説明会を行い事業への協力を呼びかけていただいておりますが、緊急時の受け入れ・対応を担う事業者の登録が増えません。事業所側の人手不足、負担や不安感があるのではないのでしょうか。手上げする事業者が少ない原因、理由を再度見直し、そのためにはどうすべきかを検討した上で、拠点機能の一部でも担うことができる事業者登録を増やし、緊急時の受け入れ先を増やしてください。

・緊急時要援護者名簿(仮)を作成し、リスクのある人を市と拠点コーディネーターで共有して下さい。軽度知的障害、発達障害のある方で、サービスに繋がれていない緊急度の高い方への掘り起こしと、身近な通所事業所からの声や相談支援のモニタリング等を通じて支援対象者を把握、登録し、顔の見える関係を構築して下さい。

福祉サービスを利用してもいなくても一定の基準をクリアすれば緊急時要援護者となり、アウトリーチも含め定期的な相談、対応をしていくことで、緊急の予防や早期発見に繋がることを期待します。

拠点機能を担うための体制づくりは、令和7年度は短期入所事業所へ直接訪問し、機能を

担う事業所への登録等呼びかけております。その中で、人材不足以外に、本事業の周知不足があることを把握したため、引き続き、市内事業所への働きかけを行い、体制を整備してまいります。緊急時要援護者名簿は、関係機関等を通じて把握し、拠点等コーディネーターが関わっている方は、既に名簿を作成し、緊急時に備えるようにしております。サービスに繋がれていない方の把握やアプローチは、引き続き、関係機関との連携等を通じ、対応してまいります。

③ 専門的人材の確保・養成について

地域生活支援拠点等コーディネーターや拠点の機能を担う事業所とともに、連携会議を定期的に持ち、課題の抽出や事例検討を行っていただいております。会議であがった有益な情報等を市内の相談支援、通所事業所等での日々の支援に活かせる仕組み作りをすることを強化し、専門性を有する人材育成や支援員の質の底上げに繋げてください。

本事業においては、専門的人材の養成は重要であると認識しております。市内事業所には、少しずつ、本事業の周知とともに、事例検討会の参画を呼びかけ、本事業への協力を呼びかけてまいります。

④ 地域包括的な支援体制について

障害児・者の問題は複合的要因が絡んでおり、病院、救護施設、高齢者事業、子育て支援等、様々な関係機関の連携体制の構築が必須です。どのような状況に対しても対応できる重層的支援体制整備を強化し、地域共生社会の実現に向けて市が主導、牽引して下さい。

本年6月に策定しました立川市第5次地域福祉計画に、重層的支援体制整備事業実施計画を盛り込みました。本計画に基づき、包括的相談支援体制の充実や多機関協働による分野横断的な連携を強化し、地域共生社会の実現に向けての取組を進めてまいります。

⑤ 体験の機会・場の提供について

市内では、ショートステイ事業が少ないことや休止中の事業所もあり、特に重度で行動障害のある人が利用できる体験・機会の場が慢性的に不足し、親元を離れ他者と過ごす体験が乏しいことは危機的現状です。子どもが若いころから宿泊体験を積み重ねることは将来の自立への大事な土台となり、親なき後を見据えた準備、緊急時の備えとして大変有効です。ショートステイ事業だけでなく、市独自の宿泊体験の機会・場づくりの取り組みの実現に向けて具体性のある検討をお願いします。

グループホームの開設や改修の際には、引き続きショートステイの併設をお願いしてまいり

ます。また、障害者の方が地域で安心して暮らせるよう、介護者から離れてグループホームで過ごし、家事に取り組み、自立を体験できる機会を提供するといった体験支援事業が他の自治体で実施されていることから、それらの事例を参考に研究をしております。

◆日中一時支援の拡大について〈継続〉

日中一時支援事業の施設利用について拡大して下さい。総合福祉センターで実施していますが、センター内の通所事業所の利用者へのみの利用で、他の事業所に通所している利用者等は利用できません。事業の趣旨からすると通所利用者のみでなく公平な利用が望まれます。面識のない利用者を支援する難しさはあるかと思いますが、誰もが利用できるように事前登録制にし面談をするなど新規利用者の対応を検討しながら枠を拡げてください。

日中一時支援の拡大につきましては、通所事業所の人員体制や運営に係る収支など様々な状況に左右されますが、折に触れて、通所事業所に対して、延長支援加算の積極的な活用をお願いしております。

また、総合福祉センターで実施しております日中一時支援事業は、利用できる方が限定されている状況にあることを認識しております。面識のない方を支援するにあたっての課題があることから、そのあり方について立川市社会福祉協議会と引き続き協議してまいります。

◆ショートステイについて（継続）

市内の知的障害者で特に重度の方や行動障害のある人の利用できるショートステイ先が休止していることは当事者や家族にとって大変大きな問題です。地域生活支援拠点の「体験の機会・場の提供」での要望と同様に利用したい人は大勢いますが利用できない状況を大変残念に思います。他市のショートステイを利用する方もおりますが、送迎や通所先を休むなど親や本人の負担が大きいです。事業所のそれぞれのご事情もあるかと思いますが、市として早急な解決に向けてご検討願います。

また同じく学齢期の児童が利用できる事業所の数が不足しています。親元を離れて過ごすことは、学齢期から少しずつ練習を重ねることによって、いつか迎える親から離れて生活することへのハードルを無理なく超えていける大切なステップと思います。

現在市内には知的障害者のショートステイは6ヶ所あると把握しておりますが、対応が個々のご事情により様々であり、不足している状況を認識しております。また、学齢期のお子様の利用につきましても、上記の理由から、枠そのものが少ない状況を認識しているところです。事業所から市へグループホーム開設の相談があった場合には、ショートステイの併設など条件を付して話を伺う対応を行っており、今後も引き続き同様の対応をしております。

◆虐待・孤立防止について（継続）

知的障害者への市内虐待件数は他の障害に比べ残念なことに多い現状です。

昨年度、「グループホーム連絡会」が発足し、各グループホームの職員顔合わせや情報交換が開催されたことは、市内のグループホームの底上げにつながることを期待します。

しかし依然、養護者、障害者福祉施設従事者等による虐待の認識がないまま行われている案件もあり、訴えることが難しい障害当事者の苦痛や不安はいかばかりかと思えます。グループホームだけでなく、身近な情報を持つ通所事業所などからの声を吸い上げ、関係機関と連携をとり、虐待・孤立を未然に防げるようお願い致します。

立川市虐待防止センターでは、毎年、市内全ての障害福祉サービス事業所に案内文書を送付し、事業所の職員を対象に障害者虐待防止学習会を年 2 回、開催しております。また、昨年に引き続きグループホーム連絡会も開催する予定で、現在準備をすすめております。学習会や連絡会でのグループワークや、アンケート等で、身近な情報を持つ事業所の皆様からのご意見を吸い上げるとともに、また、日頃から関係機関と連携をとらせて頂く中で、虐待・孤立を未然に防ぐことができるように、今後も努めてまいりたいと考えております。

◆介護職員（支援員）不足について（継続）

どこの福祉事業所等も支援員不足が大変深刻な問題となっています。ショートステイが休止せざるを得ない状況や移動支援の新規契約ができないなど、大きな要因は人材不足ではないでしょうか。人材不足は事業所運営にも大きく影響します。事業所側も早期離職防止や職員定着促進のため、様々な工夫や取り組みをされていることと思いますが、募集をかけても応募がない状態をお聞きます。支援者が不足していることは、現支援者の加重労働や疲弊、そこから利用者の支援が手薄になり事故や精神的な不穏や不安につながります。この先、超高齢化少子化で介護職員の不足がさらに高まると感じます。危機的な状況の改善に向けて、市と事業所と連携し人材の掘り起こし、福祉の魅力発信など具体的な改善策の検討をお願い致します。

ヘルパーなどの介護職員不足が続いていることにつきましては、市といたしましても危機感を募らせております。

国は福祉・介護職員処遇改善加算や福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算などを設けております。また、都は介護・福祉職員等を対象とした居住支援特別手当を支給するなど、福祉事業に従事している職員等の支援を行っております。市といたしましては、障害福祉サービス事業所の職場環境の改善やヘルパーの処遇改善について、引き続き市長会を通じて職場環境の改善及び処遇改善について国へ要望してまいります。

市の介護保険課においては、介護人材等確保のための検討会議を前年度より開催し、市内の介護サービス事業者とともに課題解決のための様々な施策について検討をしているところです。今後の具体的な取組といたしましては、福祉・介護にかかる仕事フェアの開催などに

より、介護の仕事の魅力、やりがいの紹介、また、介護業界に興味を持つ人材と介護サービス事業所とのマッチング等を行ってまいりたいと考えております。

その他にも、介護予防・日常生活支援総合事業における新たなサービスの担い手の養成として、平成 27 年度より生活支援サポーター養成研修を実施しています。この研修受講者は、介護福祉士等の資格が無くても介護事業所で一定基準のサービスに従事することができ、就業後は事業所のサポートにより資格取得して、介護職として勤務されている方も複数いらっしゃいます。

さらに、研修に合わせて「ふくしのお仕事紹介」を実施し、事業所と研修受講者のマッチングの場を提供するとともに、令和 6 年度に引き続き、主に市内介護事業所のご協力により、市役所本庁舎 1 階の多目的プラザで「ふくしのお仕事紹介パネル展」を開催しました。福祉に興味関心が無い方にも介護事業所の取組を知っていただき、就労へと繋げるための取組も実施しており、今後さらに充実を図るよう検討を進めております。

◆移動支援ヘルパーの不足について〈継続〉

①移動支援の利用範囲の拡充と報酬単価が上がりましたことは大変ありがたいことなのですが、制度はよくなっても根本的なヘルパー不足の問題が解決されていませんので、新規契約も含め、利用したくても利用できない人が大勢います。昨年も書きましたが、国分寺市では市が主催となって国分寺市移動支援連絡会(市内の移動支援事業所や親の会が加盟)で知的障害者ガイドヘルパー養成研修を開催し地域の人たちへのサポートの掘り起こしをし、一定の成果をあげられています。このような好事例を通し、移動支援従事者の養成講座などを市が主導となり、市内の移動支援事業所と連携しながらヘルパー不足の解消に向けて具体的な取り組みの実施に向けて検討をお願い致します。

移動支援ヘルパーの不足が続いていることにつきましては、市といたしましても危機感を募らせております。引き続き、障害福祉担当課長会から要望書を提出し市長会を通じて職場環境の改善及び処遇改善について、国へ要望してまいります。また、今後、他市の好事例を研究してまいります。

②身体介護あり、なしで報酬を分けてください。

立川市では報酬単価が上がり感謝申し上げます。しかしながら介助の内容も身体介護があるなしにかかわらず一律です。支援が受けやすいように移動支援従事者の資格要件を設けずに実施していることは承知しておりますが、身体介護ありとなしでは介助量は全く違いますし時給の高い他市の事業所にヘルパーが流れてしまいます。これらを分けて報酬を出している自治体も多くあります。さらなる移動支援の充実に向けてご検討をお願いいたします。

身体介護ありとなしで、介助量に伴う単価を分けて設定をしている自治体があることは認識

しております。「身体介護あり」の有資格者の報酬額の設定につきましては、他の自治体の動向を注視してまいります。

◆グループホームについて(継続)

① 重度障害者や行動障害が顕著な人、医療的ケアが必要な人が入ることができるグループホーム(日中サービス支援型グループホーム含む)の不足について

知的障害者のいる世帯は高齢になっても家族支援が続いている世帯が大半です。近年は株式会社等の企業がグループホームを立ち上げ運営されることも増え、様々な分野の参入は良い傾向と思うのですが、一方では職員の障害特性の理解不足で配慮が行き届いてないことや問題行動が続くと重度支援のグループホームであるにも関わらず、退居勧告が出てしまいます。グループホーム開設の事業所や企業側への具体的な福祉サービスの計画の立案状況や将来的な事業展開などの聞き取りを行い、適切に進めながら整備促進をお願い致します。国は入所施設から地域移行へと方針を出していますが、特に知的障害分野は地域の社会資源があまりに少ない現状です。

入居を希望している障害者の方が増える一方で、サービスを提供するグループホームも増えておりますが、ニーズに追い付いていない結果、施設が不足していることは認識しております。また、事業者も、専門性のある人材の不足や夜勤等の勤務負担から深刻な状況下にあることも認識しております。引き続き重度障害者が入居できるグループホームの開設を勧奨していくとともに、障害福祉計画に基づいて整備をすべく、新規開設の際には丁寧な聞き取りを行ってまいります。

② 市内全域のグループホームの質の向上について

グループホーム内はどうしても密室になりやすく少ない支援者で支援が続くため、支援者の経験と質で支援力に差が出てしまいがちであり虐待や孤立が隠蔽されがちです。身近な情報を持つ通所事業所などからの声を吸い上げるなど、関係機関と連携をとり、また市内のグループホーム連絡会が立ち上がりましたので、虐待防止策や支援内容チェック体制、スキル向上のための研修実施など人材育成の強化に努め、市内全域のグループホームの質の向上に繋げてください。また多くの親は子どもが住み慣れたグループホームが終の棲家になってほしいと願っています。当事者が高齢期になった場合はその時の状況にならないと判断できないことですが、そこで看取りをする場合は、職員の高齢者介護の知識や技術、医療との連携も必要です。障害と高齢分野の両方の支援力向上を願います。

国においては各事業所に地域と連携する会議体を設置するなど地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組みとしての地域連携推進会議の設置が義務化されましたが、市内グループホームの取り組み状況はいかがでしょうか。

市及び事業者につきましても、専門性のある人材の不足から質の低下については認識しております。昨年度、知的障害者のグループホーム連絡会を開催し、多くの事業所関係者にご参加いただき情報交換が進みました。本年度も来年2月に開催を計画しておりさらにグループホーム間の連携を図ってまいります。また、地域連携推進会議の設置につきましても、市内事業所の取り組みの把握に努めてまいります。

◆障害者グループホーム等の家賃助成申請のための収入計算について(新規)

障害者グループホーム等を利用している方からの申請により、一定の収入要件を満たした場合に、その収入によって家賃助成があることは大変有難いのですが、申請時に提出する収入を証する書類(障害基礎年金の振り込み通知書、源泉徴収票や工賃証明書など)に立川市では作業所等でいただく工賃が収入計算に含まれます。各自治体で様々ですが、東京都は工賃を収入計算に入れない解釈をし、各自治体から問い合わせがあった場合にはその解釈を伝えているそうです。(東京都の福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課 居住支援担当に令和7年8月確認済み。)しかもそのような解釈はいつからかは正確にはわからないようですが、令和3年度に解釈している記録があるそうです。

グループホーム入居者の中には、工賃を収入計算に入れて収入が上がってしまうので、家賃助成が減らないように作業所を月に何回か休んで調整している親もいます。

障害のある本人は作業所に毎日通所したいし、仕事もがんばって工賃アップしたいと思っておりますが、中軽度の障害者は手当も限られ、障害基礎年金だけでは生活できないので家賃助成が頼りの方もいます。

立川市も早急に都の解釈に合わせ、工賃を収入計算には入れないように再検討をお願い致します。

市においては先日東京都に工賃についての解釈の聞き取りを改めて行い、それについては認識を新たにしたところです。工賃を収入に含めない算定をすると、来年度どれだけの助成額が変わってくるかの試算を行い、改善に向けた検討を進めてまいります。

◆選挙投票支援について(継続)

障害種別で課題は違うと思いますが、知的・発達障害者の選挙権行使のために必要な以下の支援をお願いします。

① 投票所のバリアフリーについて

投票所で、補助や代理投票をお願いすることがありますが、補助者となる方は知的・発達障害の特性を十分に理解し投票までスムーズに行えるように配慮をお願いします。補助者により対応がまちまちです。

付き添い者(家族やヘルパー等)と投票所まで来られた場合は、投票する前に、付き添い者から

障害特性や支援の方法などを十分に聞き、わかりやすく適切な声掛けや配慮をお願い致します。また、選挙従事者向けの説明会に障害当事者や家族の声を聞いていただきどんな配慮が必要かなどの機会をいただけましたら有難いです。

知的・発達障害のある方の選挙権行使のために必要な支援につきましては、選挙従事者向けの説明会などにおいて、代理投票の際の留意点をはじめ、投票所でお手伝いしてほしい内容をあらかじめ記入していただく投票支援カードや、指差しで意思確認ができるコミュニケーションボードの活用方法などを説明しています。今後も補助者により対応がまちまちにならないよう、さらに徹底してまいります。

また、選挙従事者向けの説明会において、障害のある方やその家族の声を伺う機会を設けてほしいとの要望につきましては、説明会が選挙前の限られた時間の中で実施されることから、必要な配慮のポイントを事前に整理した資料をご提出いただき、当日はその資料を配布する形で対応させていただければと思います。

② 選挙情報のバリアフリーについて

他地域では、立候補者が知的障害者が聞いても分かりやすい演説会を企画したり、選挙公報の「わかりやすい版」を作成しているところがあります。政策が伝わりやすい演説会、選挙公報の工夫等について、立候補予定者説明会などの際、立候補者に協力をお願い致します。2026年に立川市市議会議員選挙が実施されますが、選挙情報のバリアフリーに向けてご検討をお願いします。

他の自治体の立候補者が、知的障害のある方を対象とした演説会を開催したり、選挙公報の「わかりやすい版」を作成したりする取組を行っている事例があることは認識しております。今後も引き続き、立候補予定説明会などの機会を通じて、立候補者の皆さまにご協力をお願いしてまいります。

◆災害対策について（継続）

①個別支援避難計画の作成や周知を高め、避難訓練等での実践的な行動に繋がってください。個別支援避難計画はリスクの高い人たちへの防災やリスク軽減に向けて取り組む事業ですが、知らない人も多く、引き続き周知の工夫をお願い致します。また個別避難計画の作成で終わることなく、実際の避難訓練等で避難行動を想定した実践的な訓練に繋がってください。

「多摩川洪水浸水想定区域」に居住する避難行動要支援者(のうち同意者)に対し、優先して個別避難計画の作成を進めており、当該地域は今年度中の作成完了を一旦は見込んでおります。今後は、作成の対象地域を市全域に広げ、個別避難計画作成を計画的に進めるとともに、その周知を進めてまいりたいと考えております。

実践的な訓練につきまして、総合防災訓練において車いす利用者のタクシーによる移送訓練を行っております。今後もより実践的な訓練に繋がるよう工夫してまいります。

避難行動要支援者対策全般につきまして、令和8年度中に予定しているシステム更新の機会をとらえて、個別避難計画作成機能の拡充と運用の見直しを考えております。

③ 福祉避難所の運営について

大規模災害に備えた福祉避難所に指定されている事業所等への支援体制や支援方法等の計画につきましては、昨年度のご回答では風水害への備えを優先しているとのことでしたが、いつ起きてもおかしくない大地震に備えた福祉避難所の運営につきましても早急なご検討をお願いします。

地震災害時の福祉避難所については、障害者用として、市の福祉作業所3か所を指定している他、別途、東京都立立川学園と障害者を対象とした避難所施設利用に関する協定を締結しています。また、市内の社会福祉法人と災害時における障害者避難者等の緊急受け入れ等を覚書内容とする「災害時における災害活動等の支援に関する協定」を締結しています。福祉避難所の運営についても、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に沿って課題を整理し、関連部署と連携して検討を進めてまいりたいと考えております。

④ 地域の防災訓練について

地域の防災訓練に参加することは、大規模災害発生時の知識や技能を学び防災意識を高めるために大切です。しかし実際の訓練は学校行事の一環となっている印象もあり、障害者や高齢者など誰もが参加しやすい防災訓練には感じられませんし、要配慮者は現実に参加できる人は少ない現状です。

引き続き、各一次避難所の避難所運営委員会等に参加してもらい避難所運営連絡会には障害種別ごとの当事者や家族の声が届き、全ての防災訓練には障害のある人も気軽に参加できる体制作りをお願い致します。

地域防災訓練については、地域の災害対応力の向上を図るため、学校と地域が連携して行う合同防災訓練を推進しております。参加者の制限は設けておりませんので、どなたでも参加いただけます。引き続き、どなたでも訓練に参加できるよう周知して参ります。

避難所運営連絡会についても、多様な視点で運営ができるよう、運営主体の地域と連携して参加者の検討を行い、支援していきます。

◆指定特定相談支援事業所の増設、並びに相談支援専門員の増員のお願い(継続)

障害児・者が地域で安心して暮らせるように抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け

て、様々な関係機関との連携、調整等の役割を担う相談支援専門員の皆さまには、日頃よりご支援をいただき感謝申し上げます。事業所の数が少しずつ増えていることも心強いです。

しかしながら、障害福祉サービス等の利用者は年々増加する傾向にあり、今後も人材確保が重要であり、事業所も相談支援専門員も数が充分とは言えません。セルフプランで作成している親もあります。また何らかの理由で相談支援事業所を変える場合もありますが、新規契約できる事業所が少ない現状では自由に変更や選択することもできません。引き続き、指定特定相談支援事業所の増設、並びに相談支援専門員の増員の働きかけをお願い致します。

相談支援事業所または障害児相談支援事業所は、毎年増設している状況ですが、サービス利用者数が右肩上がりに増え、今後も人材確保が重要であると認識しています。市では、新規のサービス事業所の開設や、既存の法人に対しても相談支援専門員の研修の受講等、働きかけを行っています。

今年度、地域における相談支援の中核的な役割を果たす基幹相談支援センターが設置されましたので、徐々に事業所が安定的な運営をしていくための勉強会等を計画してまいります。

また、相談支援専門員を安定的に確保するため、人材確保の支援や報酬体系の見直しについて、引き続き、市長会を通して国へ要望してまいります。

◆相談支援専門員の資質や専門性の向上に向けて(継続)

多くの相談支援専門員は、利用者が地域で穏やかに自分らしく生活ができるように様々な関係機関や家族と連携しながら日々ご尽力いただき感謝申し上げます。しかし事業所や相談支援専門員により支援の差があるように思います。モニタリングで、本人に会わない、電話で済ませる、専門的な知識や情報量の差、本人が関わる関係機関との連携がないなど様々です。新しい情報が入った場合は全相談支援事業所に共有情報として流すなど一つの事業所や相談員に偏らないようにお願いします。そして昨年も要望しましたが、令和6年度に実施された障害福祉サービス等の報酬改定では相談支援員が開催するサービス担当者会議及びサービス管理責任者が開催する個別支援会議について本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし会議に於いて本人の意向等を確認することにもなりました。本人に話してもわからないからではなく本人にわかるように説明をして下さい。全相談支援専門員の支援力等の底上げに向けて、引き続き実践的な研修会などの積み重ね、情報の共有をお願い致します。

相談支援事業所の質の向上は、基幹相談支援センターが行う業務の1つであります。今後、相談支援事業所連絡会や勉強会を通じ、相談支援専門員の専門性を高めていくよう努めてまいります。

支援者会議においては、報酬上、本人の参加を原則として本人の意向等を確認することになっていますので、あらためて、相談支援事業所連絡会で周知してまいります。

◆立川市緊急連絡先の周知と制度化をご検討ください。(継続)

自立支援協議会 相談支援専門部会で「緊急時の対応」について委員の皆さまから積極的な意見交換を続け、令和 4 年度に立川市緊急連絡先のシートが完成し相談支援事業所等に周知していただき心強く感謝申し上げます。家族や関係機関などの連絡先も一覧で記入でき、キーパーソンの介護者や障害当事者が緊急時に誰に連絡すべきかをこのシートで情報共有できます。しかし年数が経過しシートの周知や利用はどうなっているのでしょうか。個々の相談支援専門員から利用者に徹底していないこと、人によっては家族や当事者が自身で記入できない人もいるなど活かされていません。また通所事業所などにも周知し、事業所の利用者にも利用していただくなども緊急時の対応に繋がります。このシートが作成して終わりにならないよう、少なくともサービス利用計画を作成している利用者には必ず記入し情報を共有できるような制度化が必要に思います。引き続き、相談支援専門部会でご検討をお願い致します。

緊急連絡先一覧の作成にあたっては、毎年、相談支援事業所連絡会において周知しております。あらためて、地域生活支援拠点等事業の周知の場面でも、市内事業所には周知を進めてまいります。

◆サービス等利用計画に立川市緊急連絡票と併せてクライシスプランの導入、制度化をお願いします。(継続)

親や主たる介護者が病気や事故などで、いつなるとき障害のある子どもの対応ができなくなるかわかりません。親なき後は病気や事故などもあり、親が亡くなった時だけではありません。年齢に関係なくそのような時は突然訪れます。そのような緊急時対応に向けてクライシスプランの作成はとても重要です。また緊急時の対応だけでなくそうならないためにどうすればよいのかを併せて考える予防プランにも繋がります。

立川市緊急連絡票と併せてクライシスプランの作成、制度化に繋げてください。日頃よりモニタリング等で緊急時にどう対応したらよいのか、相談支援専門員が中心となり、本人、家族、関係機関とともに検討を積み重ねていくことが大切に思います。

既に、医療的なケアが必要な方や緊急時の入院が想定される精神障害者等の中には、クライシスプランの作成を行っている方もいます。

緊急時連絡先の作成から、クライシスプランへの反映等を含め、引き続き、相談支援部会や相談支援事業所連絡会等で協議してまいります。

◆医療と福祉の連携について(継続)

障害当事者が病気や怪我で入院することになった場合、一人で入院ができる場合はいいのです

が、行動障害や意思疎通のコミュニケーションで福祉支援が必要な場合もあります。病院では、医療的治療はできても障害特性を理解したコミュニケーション力が足りずに、患者が精神的な負担や不安、二次障害に繋がるケースもあります。本人に必要な支援を家族、通所先の職員、相談支援員、病院ソーシャルワーカー等が連携しアセスメントすることが必要です。そのアセスメント情報をドクターやナースに提供し、障害特性について理解とともに医療的な治療と福祉的対応を十分に検討してほしいと思います。医療と福祉の連携について自立支援協議会などでも検討をお願いします。

医療と福祉の連携については、全国の先進自治体の事例を参考に研究してまいります。
自立支援協議会における今後の検討課題とするかにつきましては、貴会からご要望があった旨を共有いたします。

◆小児と成人の知的障害者(軽度から重度)や発達障害の人を新規で受け入れ可能な病院と診療所(クリニック)について(継続)

知的・発達障害のある人が通院している病院は生涯お世話になることが多いですが、小児から成人期に移行する年齢になると病院の転院を促される場合が多くなってきました。

しかしながら、次の病院を探すために近隣の大きな病院から個人病院(精神科も含め)に問い合わせをし、重度や行動障害のある状態をお話すると、受け入れ不可となり新規の病院が見つからず困っている方が大勢おります。

転院に限らず、定期的な通院がない知的・発達障害のある人が新たに病院を探す場合、病気の治療が生じた場合も同様の状況が起こっています。東京都が発行しております『発達障害者支援ハンドブック』や東京都福祉局のホームページ、東京都医療機関案内サービスひまわりは承知しておりますが、市内の各医療機関に対しては電話口で障害の状況を聞いただけで断ることのないよう「障害者差別解消法」に基づき、障害のある方へ合理的配慮の提供を継続してお願いして下さい。

立川市障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会とも連携し、障害者差別解消法や合理的配慮の提供について周知・啓発を継続してまいります。

知的障害や発達障害のある人が新たに安心して利用できる病院について、市では特段、把握しておりません。各医療機関が「障害者差別解消法」に基づき、障害のある方へ合理的配慮を提供いただくようお願いしてまいります。

事業連携の際など機会を捉え、いただいたご要望を医療機関へ届けてまいります。

◆65歳問題について(継続)

障害当事者が高齢化することは親族や配偶者も高齢化、要介護化、離別するということになりアセスメントや支援技法を考えることが大事になります。65歳を境に障害福祉サービスから介

介護保険サービスに切り替わることに伴うサービスの適用関係につきましては、65歳前の通所事業所、担当の相談支援専門員、介護保険事業所、介護支援専門員(ケアマネージャー)、地域包括支援センター等の申し送りや連携の強化をお願いします。

また65歳で介護保険に移行する際に、足らない障害サービスは使えるが運用は市町村によって大きく異なります。知的障害者は高齢者になったからといって愛着のある人間関係をバツサリと切り替えることは苦手であり、本人の希望する生活を第一に考えることなく機械的に年齢で介護保険に切り替えることは生きがいをなくすことにも繋がります。最近の市の対応では介護保険に切り替える意向が強いことを関係者から聞くことが多いです。相談支援員も介護保険にない障害サービスでも「65歳になれば利用できない。」という認識の方もおります。60歳を過ぎても元気な方は大勢いらっしゃり、介護保険にはないサービス(移動支援支援等)を楽しみにしている方も多いです。本人の生活の一部になっている障害福祉サービスは状況を丁寧に検討、適切に判断して継続利用できるようにお願い致します。

障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行に伴うサービスの適用関係につきましては、今後も包括支援センターやケアマネージャーと連携しながら、制度移行に伴う利用可能サービスの取りこぼしが発生しないように支援者側の理解を深めるとともに、当事者への丁寧な説明を心がけております。

介護保険サービスの対象となる65歳以上の方のサービス支給につきましては、国が定める事務処理要領に準拠した決定を行うとともに、障害福祉課内で開催される支給決定会議において、丁寧に検討したうえで決定しております。

また、介護支援専門員が障害福祉制度への理解を深め、介護保険サービスの対象となる障害福祉サービスの利用者が円滑に介護保険サービスを受けられるよう、令和6年度には相談支援事業所連絡会と連携し、介護支援専門員と相談支援専門員との情報共有や意見交換を行いました。今後も、障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行に向けて、介護支援専門員の要望等を踏まえ、介護支援専門員と相談支援専門員等との連携を支援するなど丁寧に対応してまいります。

◆立川市における障害者就労施設等からの物品等の調達について(継続)

市から障害者就労施設等へ物品等の調達は各施設の収入源とともに利用者の仕事に対するやりがい、意欲、工賃などにも影響が多大です。長年の仕事の継続でプロのような仕事ぶりに上達する方もいます。市は発注の新規開拓を模索しているとのことですが、様々な業務を再検討し多くの障害のある人の働く可能性を拓いてください。

優先調達につきましては、庁内各部署に対して障害者就労事業所等への作業依頼や物品調達に関する調査を行い、調達額の把握に努めております。引き続き庁内各部署に働きかけを行うとともに、優先調達の新規開拓に向けて取り組んでまいります。

契約部門においては、関係法令等及び毎年度定められる「立川市における障害者就労施

設等からの物品等の調達方針」に基づき適切な運用に配慮してまいります。

◆居宅心身障害者(児)おむつ貸与等助成について(継続)

有難い助成であり委託業者による配達業務によってセーフティネットの機能を果たしていただく役割も兼ねていることも承知しその方針にも賛同しております。しかしおむつは利用者にとって快適に生きるための必需品であり個別性が重要です。ぜひご理解をいただき、品目を利用者のニーズに応じた柔軟な対応ができるようなご検討をお願いします。

本市のおむつ等貸与等助成制度は、毎月おむつ等を配達することで居宅心身障害者(児)の状況を把握する見守り機能を重視した制度で、また、おむつ等の配達事業者の理解と協力の上に成り立っております。こうしたセーフティネットの機能は継続することに意義があるものと考えており、委託事業者が毎月配達する事業手法を変更することは難しいという認識でおります。

柔軟な対応が可能かにつきまして、委託事業者との協議を検討したいと考えております。

◆知的・発達障害児・者への理解啓発について(継続)

キャラバン隊「ひこうき雲」は、見た目ではわかりづらい知的・発達障害のある人の障害特性について理解を深めていただくための公演を行っています。毎年、市にご協力いただき、小中校長会に公演の資料を配布していただいたり、立川市障害者週間のイベント等に活用していただき感謝申し上げます。保育園や幼稚園、小中学校の各学級に発達障害の特性のある、または診断がつかないグレーゾーンの児童、生徒が数名いるとする調査結果もあります。周りの理解や温かい見守りがあれば生きづらさを軽減できることもあります。しかし残念ながら周囲の無理解、差別、偏見は存在しています

小中学生の授業や職員研修会等で毎年取り入れていただけますことをお願い致します。

障害理解を含めた特別支援教育について、本市においても教員研修等において計画的に実施しております。また、学校においても、校内研修等において外部団体と連携して工夫しながら研修を実施しています。学校から研修への講師派遣や講演依頼があった際は、是非ご協力をお願いいたします。

◆放課後等デイサービスの支援内容や質の充実について(継続)

放課後等デイサービス(以下、放デイ)は、障害児の放課後活動が自宅とも学校とも異なる「第三の居場所や活動」であり「第三の人間関係」を築く場所でもあります。家族にとってもレスパイトや就労時間の確保にも繋がっています。いまや学齢期の重要な役割を担う存在です。しかしここ近年で急速に広がってきたため、様々なタイプの放デイが乱立し、その中には支援に乏しいと言

わざるを得ない事業所なども見受けられ、支援内容や質に偏りが見られます。放デイサービス事業所の許認可に関する指定事務は東京が行っておりますが、市では、放課後等デイサービス連絡会のネットワークの強化、市内放課後等デイサービス全事業所への声掛けとともに事業所同士での事例検討や勉強会、意見交換等を重ね、質の高い充実した支援の確保に努めていただきますようお願い致します。

放課後等デイサービス事業所の連絡会は、年3回実施しています。市内放課後等デイサービス全事業所へ声掛けし、勉強会や事例検討会の実施しております。事業所同士や庁内関係部署との連携、関係機関とのネットワークの強化、人材のスキルアップにも、引き続き努めてまいります。

◆学校卒業後の余暇支援について(新規)

放デイは家族のレスパイトや保護者の就労時間の確保のために重要な役割がありますが、卒後は余暇支援がほぼありません。市内には成人期の余暇活動は2か所のみで、絶対数が足りていません。保護者の就労やレスパイトに大きな影響を及ぼします。市としてはこのような現状をどうお考えでしょうか。

学校卒業後は日々の余暇活動の場がなくなり、本人の社会や人とのつながりが希薄になることに加え家族の仕事やレスパイトへも大きな影響が出てくることについては、昨今社会問題として取り沙汰されている「18歳の壁」問題として、青年・成人期の余暇活動の必要性を認識しております。

学齢期の放課後等デイサービスと同様の役割を果たす余暇支援の受け入れ拡充につきましては、事業者側の経営努力だけでは厳しい状況にありますので、引き続き財源となる国や都の補助金に関する動向を重ねて注視してまいります。

◆副籍交流について(継続)

共生社会やインクルーシブ教育の実現として副籍交流は、障害ある子どもが地域で生活する上でも貴重な体験だと思えます。副籍交流は都の施策だとは思いますが、都教育委員会からの「副籍ガイドブック」「副籍交流&アイデア集」などから事例やアイデアを参考に、ぜひ立川市独自としても交流が増えるよう進めていただきたいと思えます。

立川学園をはじめとした都立特別支援学校と地域指定校との交流について、就学相談等で、特別支援学校へ就学・転学する児童・生徒及びその保護者へ副籍事業の説明と利用のすすめをしております。それが直接的であれ間接的であれ、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との相互理解を醸成する貴重な機会となるものと考えており、今後も積極的にその利用を推奨していきます。

◆特別支援学校高等部 3 年生への確実な卒業進路指導に向けて(継続)

実習先も様々な事業所などが増え少しずつ選択肢が増えていることはうれしく思いますが、学校から実習先へと環境が変わることで、実習生の心身のバランスが不安定になることも考えられますので、受け入れ側の一層の配慮や面談、アセスメントが速やかにできますように(実習は受け入れ可能だが新規利用者の募集はない等の情報)、市と学校や各事業所等と連携を深め、状況の把握や必要に応じて各事業者等に理解の働きかけ、高等部3年生の皆さんが安心して進路を選択できるよう働きかけをお願いしたいと思います。

就労移行支援事業所には、障害特性に配慮した上で時間的にも内容的にも余裕をもったアセスメントをお願いしていますが、本年10月より創設された就労選択支援制度により、事業所が本人の能力や適性を客観的に評価し、本人の強みや課題を明らかにして就労に当たっての必要な支援や配慮を整理するようになります。制度の運用については現在市と学校、事業者で協議を進めております。

◆知的障害児・者位置探索システム(仮)事業の導入に向けて検討をお願いします。(新規)

市の新規事業として児童の登下校時における位置情報などを保護者のスマートフォン等から確認できる GPS 端末の購入費用の一部を助成していただける新規事業も始まり、また、高齢者等位置情報確認サービス事業ではひとり歩き行動(外出して自宅に戻ることができない等)の兆候が見受けられる在宅の認知症高齢者等を介護しているご家族に対して、ひとり歩き行動をしてしまった際に早期に発見するための、位置情報を検索できる端末の貸し出しと毎月の利用料金の助成があることも対象の世帯には大変有難いことに思います。そのような事業を発達・知的障害児・者にも拡大していただけないでしょうか。

興味あることが思い浮かんだり、見た場合に、突発的にそれに向かって突き進んでしまい、結果的に行方不明や残念ながら悲しい結果となってしまったケースもあります。昨年、八王子西特別支援学校(八王子市)に通う知的障害のある男子生徒が7月に行方不明となり、山梨県大月市で遺体で見つかった悲しい出来事がありましたが、東京都は再発を防ぐため、都立特別支援学校の児童・生徒を対象に、小型の全地球測位システム(GPS)端末を貸与する方向で検討が開始されました。(東京都特別支援教育推進計画(第二期)第三次実施計画にて検討中)

杉並区や港区、新宿区等でも知的障害者(児)位置探索システムを導入し位置情報端末機器等を貸与しています。流山市(千葉県)では障害により見守りが必要となる方に、みまもりシールを配布しています。各自治体の好事例を参考に、立川市でも障害者対象に事業の検討をお願い致します。

児童の登下校時における見守り活動の補完を目的として、市子ども用GPS端末購入助成事業や、認知症高齢者等のひとり歩き行動を早期に発見する目的として、高齢者等位置情報確認サービス事業については認識しております。特に前者については昨年度から導入され

た事業ですので、その効果や他自治体の知的障害者(児)位置探索システムについて参考に
してまいります。

◆病児保育について(新規)

病気やけがのために保育園や幼稚園、小学校等に通園や通学ができないお子さんでお仕事等
によりご家庭で看護が困難なお子さんを一時的にお預かりする施設が立川市には 2 か所あり大
変有難く思いますが、対象はおおむね小学生までです。知的障害等のある子どもは年齢があが
っても家で留守番ができない人も多く親が仕事を休まざるを得ません。小学校を卒業した年代
でも小児の時期までは病気や障害状態の条件等を設け、特例で預かっていただける、もしくは中
学生以上の病児保育があると働く保護者等は大変助かりますのでご検討をお願い致します。

病児保育は、児童福祉法に定められる国の事業で、小学生までの児童が対象となってい
ます。この制度の中で、中学生以上のお子さんをお預かりすることはできませんが、こうしたご
要望があることは、庁内の関係課とも共有しながら、機会を見て、国や都へお伝えしてまい
ります。

◆学校支援員・EA に児童生徒の支援に必要な基礎的知識やスキルの研修をお願いします。

<継続>

昨年度「実施している」と回答をいただきましたが、今でも現場の学校支援員や都事業のエデ
ュケーションアシスタントの方々から「子どもの指導や支援についての研修がないまま仕事につ
いている」「自腹で学ぶしかないのか」との声を多くいただいております。また「学校支援員以上に知
識やスキルのある担任や特別支援教育コーディネーター、特別支援教育担当教員からの助言
等に基づき支援を実施する」との回答でしたが、多忙な先生方が支援員へ子ども一人ひとりの
細かなかわり方や支援方法まで日々助言することには限界があり、「現場をわかっていない」
「支援員に基礎的な知識があつてこそ、先生方との情報共有を活かしサポートすることができる
のに」と支援員の方々から切実な声をいただいております。再度改善をお願いいたします。

多忙であることを理由に担任が支援を要する子に関して関係職員と情報共有できないこと
は改善すべきことと認識しています。担任も含めて、支援を要する子どもへの対応ができるよ
う働き方改革をすすめるとともに、今後の研修内容についても改善を図ってまいります。また、
各職員の研修につきましては、都においても実施されているところですので、定員等ありますが、
そちらへの申し込みもお願いいたします。

◆特別支援教室や特別支援学級の教員による啓発授業を継続的に実施してほしい。(新規)

特別支援教室や学級に通う児童生徒に対する周りの子どもたちの見方は、大人たちがどのよう
に見ているかに大きく左右されます。ですがいまだに「そんなことができないと支援級行きだぞ」と
いう通常級担任の発言があつたという話もあります。

啓発は市の特別支援教育実施計画で明記されている重要事項です。お互いを認め合い支え

合うための啓発授業を、通常級の児童生徒や教員対象に、子どもたちのことをよく知っている特別支援教室や学級の先生に継続的に実施していただきたいです。

誰一人取り残さない教育の実現を目指す立川市においては、教職員が人権感覚を磨くことは最優先課題であると認識しております。

適宜、校長会、副校長会、研修会等の機会に、教職員に対して人権尊重の理念について理解啓発を図ってまいります。

特別支援教育については特別支援学級等の教員のみでなく、すべての教職員が専門性や授業力を高め、指導を充実させていくことを市の学校教育振興基本計画に掲げています。

ご要望いただいた内容については、すでに特別支援教室の教員による教員研修を実施しておりますが、今後もできる限り多くの教員が参加できるよう、各学校における実施方法等の工夫を行うよう、引き続き実施校と調整していきます。また、特別支援学校のセンター的機能の活用を推進していくことで、研修の更なる充実を図り、教員の専門性を高めてまいります。

なお、教員の不適切な発言につきましては、個別にご相談いただき、対応しております。

◆通常級から特別支援学級への転学についての要望(新規)

転学を検討する多くの保護者からの要望です。

・転学を希望する場合、転学相談から先の流れがフローチャート等ひと目で分かるような情報を、市のHPからたどれるようにしてほしい。就学相談の案内はとてもわかりやすいので、それを転学相談と併用してもよい。

・転学相談を受ける前段階で、教育相談や在籍校を通して特別支援学級の見学や体験をさせてほしい。特に中高学年の子どもたちは、自分で見て転学の意味を確認してから話を進めたい場合もある。

転学相談から転学までの流れを明確にする等、市HP等で、わかりやすい情報発信に努めてまいります。

また、転学相談は、心理や教育の専門知識を持った相談員が、必要な情報や見学・体験等の機会を提供しながら、児童・生徒の能力や可能性を最も伸ばせる教育環境や、必要な支援の内容について、児童・生徒、保護者と一緒に考える機会となります。見学・体験には相談員も同行し、様子を観察し、児童・生徒及び保護者の感想や意見等も聞いております。児童・生徒及び保護者と相談員が学校での困り事や課題を共有した上で、見学・体験を行うことで一人ひとりの状況に応じた適切な相談につなげることができることから、転学相談に申込いただいてから、相談員と面談等を実施した後に、見学・体験の流れとしております。転学相談にあたっては、児童・生徒自身の意向が非常に重要なものと認識しており、意向を確認せずに、転学に向けた手続きを進めることはありません。

なお、学校見学については、学校公開等を行っている場合があるため、各校にご確認ください。

●立川麦の会(立川精神障害者家族会)

平素より、障害者支援にご尽力をいただき、ありがとうございます。精神障害者は、社会における病気への理解が不十分なため、根強い偏見や別にさらされ、地域で安心して暮らしていくことを妨げられています。障害者基本法では施策の対象となる障害者の範囲に、精神障害者が明確に位置づけられていますが、施策については他の障害者に比べて劣っていると言えます。格差是正は行政の大きな責務であると思います。障害者間の格差是正、精神障害者に対する福祉施策の充実を図ってください。私たちは、立川市の条例や障害者権利条約に基づいて、障害のある人もない人も共に生き、共に働き、共に学ぶ、分け隔てのないインクルーシブ社会の実現を目指したいと思います。以下5項目について要望します。

(1) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築をしてください。

① 地域包括ケアシステムの協議会に、家族会会員を参加させてください。

昨年の要望書への回答書では、「本市において、地域で暮らす、または長期入院の精神障害者を支える医療・福祉・保健の関係機関の連携体制・ネットワークが重要と考え、当面は、支援者の人材育成に取り組んでいくことを考えています。また、協議の場への家族会の参画については、将来的に検討する構成要素の1つとして捉えています」とありました。支援者の人材育成にあたっては、精神疾患を持つ当事者や家族の意見を聞き入れることが、極めて重要な要素であると言えます。例えば、渋谷区では既に家族が協議の場に参画し、関係機関の人材育成に大きく貢献しています。立川市において、家族が協議の場に参画することについて、昨年からの進捗をお示しください。厚労省が推進する家族の参画が実現できない、立川市特有の問題があるのであれば、具体的にお示しください。

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、各自治体ごとに、取り組んでいる内容はさまざま、本市においては、医療・福祉・保健の関係機関の連携体制・ネットワークが重要と考え、当面、支援者の人材育成に取り組んでいくことを優先的に考えています。昨年度は、障害者の高齢化に向けた支援のあり方、今年度は、地域の相談体制について検討しているところでございます。

今後につきましては、サービス事業所との連携のあり方について協議を進めた上で、家族会の参画については、将来的に検討する構成要素の1つとして捉えています。

- ② 家族会が実施する「懇談会・家族による家族相談」を家族・当事者支援のシステムの中に位置付け、行政による財政的援助をしてください。

立川麦の会では、独自の取り組みとして、定期的に懇談会や家族による家族相談を実施しています。この取り組みは、行政・医療・福祉機関と家族・当事者を結ぶ市民活動で、市民が心から安心して懇談し相談できる取り組みです。

この取り組みは市役所などの行政機関や、医療・福祉機関との連携が十分にとれているとは言えません。相談内容によっては、専門知識が必要になることもあります。家族相談を精神障害にも対応した地域ケアシステムの中に位置付けることにより、行政機関や医療・福祉機関との連携が進みやすくなると考えます。協議会における検討をお願いします。以上のような昨年の要望書への回答では、「家族による家族相談をシステムの中に位置づけることに関しては、将来的な検討事項として捉えています」とありました。家族相談の位置づけについて、昨年からの進捗をお示しください。

また、システムの中に位置付けることによる家族相談担当者などの研修及び懇談・相談に対する財政的援助をお願いします。

家族による家族相談をシステムの中に位置づけることに関しては、①と同様、将来的な検討事項として捉えております。

なお、現状では、財政的な援助は検討しておりません。

- (2) 精神障害者と家族に対する福祉政策の充実を図ってください。

- ① アウトリーチ事業をつくり、実施してください。

精神障害者を抱える家族は偏見や差別のため、また相談するところが分からず孤立しがちです。立川市独自で、医療・保健・福祉の専門職がチームを組み、地域で孤立し

ている当事者・家族を訪問し支援する仕組み(アウトリーチ事業)をつくり、実施してください。すでに実施している自治体もありますので参考にしてください。

以上のような昨年の要望書への回答では、「本市では、障害福祉課のほかに地域の精神障害者の相談支援には、地域活動支援センターが市内に2か所(連・社協たあふく)あり、電話相談や面談、訪問活動(アウトリーチ)を行っております。また、これら障害分野の支援機関が、地域福祉課と連携をはかり、地域で孤立している精神障害者・家族へアプローチしております。引き続き、他自治体の事例については注視してまいります」とありました。アウトリーチ事業の一層の拡充、事業の利用回数の増などに取り組んでください。なお、回数などの利用実態を具体的に教えてください。事業を利用するにはどうすればよいか教えてください。

精神保健に係る一般的な相談では、障害福祉課のほか、市内2か所の地域活動支援センターにおいて、電話相談や面談、訪問活動(アウトリーチ)を行っております。

このほか、引きこもり等により、課題を抱えている市民につきましては、障害分野の支援機関が、地域福祉課と連携をはかり、地域で孤立している市民や家族へのアプローチを検討し、支援につなぐよう対応しております。引き続き、他自治体の事例については注視してまいります。

② 危機介入の仕組みを作ってください。

精神科未受診や治療中断・服薬中断などにより、病状が悪化し緊急を要するケースがあります。精神疾患では、救急隊による病院への救急搬送はほとんど行われません。警察が介入するような事態が生じることがあります。立川警察署から「病院へ連れて行くにあたって民間の移送業者を紹介される」という冷たい対応を複数の会員が経験しています。本来、通院に関する業務は、保健所や警察が連携して実施すべきものですが、東京都に対し適切な対応を申し入れるとともに、立川市における協議会の場に関係者を招き、地域課題として議論を進めてください。以上のような昨年の要望書への回答では、「特に、大きな課題となっている認識はしておりませんが、今後、必要に応じ、対応してまいります」とありました。家族会が問題として捉え、要望書に挙げた内容について「課題として認識していない」というのは不適切であると指摘せざるを得ません。特に、立川

警察から民間移送業者の利用を勧められる問題は、現在も続いています。協議体の場へ家族が参画し、地域課題としての問題提起ができる場を早急に設けてください。

病状が悪化し緊急を要するケースの対応につきましては、保健所や警察の介入等が必要で、市単独での仕組みを作ることは困難であると認識しております。治療につながったケースの支援や予防的な取り組み等について、引き続き研究してまいります。

高齢分野における精神科入院治療の課題としては、市内に精神科病棟が無いことが挙げられますが、かかりつけ医や認知症疾患医療センター、(市外)精神科入院先と連携して対応しております。患者(利用者)にとって最善を尽くしています。

③ 一時避難所を設置してください。

当事者と家族が家の中で長時間一緒に過ごさざるを得なくなり、ストレス発散がうまくいかず関係が悪化、当事者からの暴力・暴言がひどくなり緊急に避難しなければならない状況があります。不測の事態を避けるため、家族の一時避難所を設置してください。例えばビジネスホテルの宿泊費への補助など、他の市の先行例を参考にして、検討してください。

市といたしましては、厳しい財政状況等のもと、家族のレスパイトのための宿泊費の補助などについては、考えておりません。

④ グループホームの質の向上を図ってください。

近年、グループホームの数は大幅に増えていますが、新しく開設されたグループホームの中では、資産運用などの目的で開設し、障害者福祉の実績が無く、利用者支援がしっかり出来ていないところが目立ってきています。当事者が適切な支援を受けているかどうかを立川市としてチェックするシステムをつくり、実施してくださいという、昨年の要望書に対しては、前向きな回答をいただき感謝しています。引き続き支援状況の把握や質の向上に努めてください。なお、要望書への回答にありましたグループホーム連絡会の設置状況および検討内容を教えてください。

市内に新規開設する事業所につきましては、市内や都内で支援実績のある支援者もしくは事業所を要件に加え、現存の施設については区分認定調査等で訪問した際に、支援状況について確認しております。

また、昨年度より、グループホーム連絡会を開催し、講演会とグループワークを通じ地域連携のあり方について、検討をする場を設けました。今年度も、連絡会を開催し、支援や質の向上に向けて実施してまいります。

(3) 精神障害者に対する支援の充実を図ってください。

① 精神障害者にも福祉手当を支給してください。

東京都の心身障害者福祉手当は未だに精神障害者は支給対象になっていません。本制度にも障害の種別による差別が存在していると言えます。東京都に精神障害者を福祉手当支給の対象にするよう働きかけるとともに、東京都が福祉手当を支給するまでの間、立川市独自に財政措置をとって、精神障害者に福祉手当を支給してください。ちなみに、自治体独自に福祉手当を出しているところは、23区中17区、奥多摩町です。なお、立川市では、市の独自制度として「心身障害者手当」があります。しかし、この制度からも精神障害者が除外されています。市の独自制度から精神障害者を除外しているのは差別であり、是正を強く求めます。

精神障害者に対する東京都心身障害者福祉手当の支給につきましては、26市でも要望が多いことから、市長会を通じて心身障害者福祉手当の対象に精神障害者保健福祉手帳所持者を含めるよう、引き続き都に対して要望してまいります。

また、市の独自制度による支給につきましては、今後も引き続き近隣他市の支給状況を注視してまいります。

② 精神障害者にもタクシー・リフトタクシー・ガソリン費の助成をしてください。

立川市では、タクシー・リフトタクシー・ガソリン費の助成事業が実施されていますが、対象が身体障害と知的障害に限られています。障害の種別が「精神障害」であることを

理由に、助成事業の対象から外されてしまうことは、不当な差別であると言えます。また、近隣の市では、精神障害者への交通費助成を開始したところもあり、障害の種別による差別を解消しようという流れは加速しています。立川市においても精神障害者の通院への補助、社会参加を支援するために、タクシー・リフトタクシー・ガソリン費の助成をお願いします。立川市が助成を行わない理由をお示してください。

電車、バス等公共交通機関を利用することが困難である方に、外出を支援するために給付する、という観点から、精神障害者はその移動の不自由がないとして、これまで助成の対象外としております。

昨今、精神障害者保健福祉手帳1級の方を交付対象としている自治体が増えていることや、JRならびに大手私鉄各社において精神障害者を割引の対象とし始めたことを認識しております。市においては今後もそれらの動向を注視してまいります。

③ 診断書料の補助をしてください。

精神障害者の病状は変化するため、障害年金・手帳・自立支援医療申請手続きのたびに診断書料がかかり、当事者・家族の大きな負担となっています。せめて市から診断書料(医療機関によって異なりますが、1枚 5,000 円～10,000 円)の補助金を出してください。近隣の市では、申請の種別によりますが、身体障害、知的障害に加えて精神障害も対象とするところが出てきています。

年金制度は国の制度であり、市が受付窓口となる障害基礎年金以外にも障害厚生年金等がございます。障害年金の診断書は保険が適用されないため、請求される方の負担になっていることは存じておりますが、厳しい財政状況のため、市単独で年金制度全体の障害年金診断書の補助を検討することは難しい状況です。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

(4) 精神障害者への偏見や差別をなくすための施策を推進してください。

精神疾患は、約8割が10代から20代に発症すると言われています。偏見・差別の大きい精神疾患については、小学生からの科学的・系統的な学習が必要です。病気の正しい理解と対処の仕方について学ぶことで、早期発見・早期対処に結びつき、差別・偏

見をなくすことに繋がります。立川市の小学校4年生を対象にした冊子を精神疾患の早期発見・早期対処に結び付く内容にし、小学校高学年から中学生向けに「心の病気を理解するためのリーフレット」を作成して、学校教育の中で生かしてください。

昨年度の回答と重なりますが、学校教育におきましては、精神疾患についても学習指導要領に基づき、科学的・系統的に学習を行っております。

市内で作成した資料は、担当課と連携し、活用をすすめてまいります。

(5) メンタル不調のある妊産婦への支援の取組を充実させてください。

女性にとって、妊娠・出産・育児は、大きなライフイベントです。新たな命の誕生は大変喜ばしいことがらであると同時に、体にもこころにも大きな負担がかかる時期となります。妊娠、出産、育児の時期を支える支援は、とても重要です。

立川市では昨年より、生後12ヶ月未満の乳児とその母親を対象とした訪問型(アウトリーチ型)産後ケア事業が開始されました。出産後の女性は、産後うつを始めとした精神疾患を発症するリスクが高い時期でもあり、こうした支援の取り組みは大いに評価できます。

産前・産後のメンタルヘルス課題については、日本精神神経学会と日本産婦人科学会が協働して、「こころの不調や病気と妊娠・出産のガイド」が作成され、一般に向けて公開されています。本ガイドは、精神疾患を持つ当事者や家族(麦の会会員)も作成に携わり、すべての女性がセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(Sexual and Reproductive Health and Rights: 性と生殖に関する健康と権利)を実現していく足がかりとなることを目指しています。

産後ケア事業を推進するとともに、関係者に「こころの不調や病気と妊娠・出産のガイド」を周知していただくことを要望します。

引き続き産後ケア事業のさらなる充実を図るとともに、ご提案のガイドに限らず必要な支援に資する様々な資料や研修等の情報提供・共有を図ってまいります。

●立川市視覚障害者福祉協会

1 生活環境・地域生活支援

1 日常生活用具の助成区分の見直しと適正化についての要望

私たち障害者の総合的な自立支援のため助成給付をいただいている。ただ、私たち障害者を取り巻く環境はデジタル化が進み従来と様変わりしてきている。そのために区分が不適切になっている用具があるように思われる。わかりやすい一例をあげてみる。

視覚障害者が利用している同行援護に代わる可能性がある歩行ナビが、iPhoneでGoogle マップのGPS機能を使うため情報収集用具に区分されている。これは本末転倒の間違いだと考えている。歩行ナビの目的は、あくまで自立歩行の補助であり情報収集はそのための手段である。詭弁的な区分で障害者の助成利用を妨げている。区分を見直し正すべきだと考えている。デジタル化によって変わる用具を中心に見直してみるべきかと思う。

当初想定していた商品とは違う、進化した商品が出ていることから、皆様のご希望と乖離が生じていることは認識しております。そのような商品がありましたら、地区担当ケースワーカーにご相談ください。本市といたしましては、市内全域における状況などを踏まえ、その都度課内で検討して回答してまいりました。今後も引き続き同様に対応したいと考えております。

2 日常生活用具助成給付金の見直しと改定についての要望

少しでも前向きに自立を模索する障害者のために、日常生活用具に対する助成給付金の見直しと改定を要望。この制度は自立した活動を心掛ける障害者にとって大変有効な制度となっている。ただ諸物価の上昇が大きく影響してきている。一方助成給付金の限度額が永年変わっていない。これは現状維持ではなく、実質的な制度の後退と考えるべきだと思う。10年前に助成限度の20万円ほどで購入した映像式拡大機が劣化したため買い替えを検討したところ36万円に上がっていた。製品価格が適正かは別問題である。ネックは限度額が相変わらず20万円だということにある。倍増とまでは思わないが、10年間に一度も改定をしない障害者支援とは何であろう。中身のない形だけの支援に私たちには思えてくる。新たな支援は無理でも今ある制度を見直し、改めるべきは改めていただきたい。この問題に関しては曖昧な努力目標や検討課題という答えではなく、具体的な内実を伴った回答をお願いしたい。

現在は各区市町村の判断によって決定しておりますが、もとは都の事業だった経緯もあり、本市だけが突出した金額には上げにくいという事情もございます。そのため、特に周辺市の状況を注視した対応が必要という認識でおります。

3 マルチトイレ設置場所の立川ホームページでの一覧表示についての要望

市内のバリアフリー化は日々進められていると思う。マルチトイレも公共施設・大型商業施設を中心に増加している。ただ、どこにどんなマルチトイレがあるかを一般市民は知りようがない。利用する障害者などは、辿り着くまで自分に適応したトイレかどうかを知ることができない可能性が高い。ダメだったら切実な状態で再びトイレ探しを始めなければならない。もし、市のホームページにマルチトイレ設置場所とそれぞれの設備内容が明記されていれば、不慣れな地域でも、あるいは市外から訪れる障害者でも安心して過ごせる街と認識してもえうる。コストもさほどかかることはないと思う。ぜひこれも実現していただきたい。

公益財団法人東京都福祉保健財団により、車いす使用者対応トイレなどおでかけに必要な情報を提供する「とうきょうユニバーサルデザインナビ」のサイトを公開しています。サイト内にて多目的トイレマップが提供されています。また、オープンデータではありますが、東京都福祉局にて「車椅子使用者対応トイレに関するバリアフリー情報」の中で音声案内や視覚障害者誘導用ブロックなどの情報も掲載されており、下記アドレスからどなたでも無料で閲覧できます。

アドレス：<https://catalog.data.metro.tokyo.lg.jp/dataset/t000054d0000000342>

または 検索： 車椅子使用者対応トイレに関するバリアフリー情報

ご活用いただければと思います。市としても周知活動に努めてまいります。

市のホームページへの情報掲載については、市内、近隣市の大型商業施設等における多目的トイレについて、一律に当市へ情報提供がされるという状況ではないため、その情報更新も含めた管理を市が行うことは難しいと考えております。

4 トイレ室内での視覚障害者歩行誘導の設備についての要望

別項目2-1で述べるように、同行援護は私たち視覚障害者にとって極めて有効な制度と思う。その同行援護の中で、視覚障害者が気兼ねに感じるのがトイレ内の誘導である。ガイドの主流が女性であり、男性障害者のトイレ使用時に大変な負担をおかけしている。用を足す位置まで連れて行ってもらうことが多く、他の利用者がいればその利用者にとってもガイドの立入りは不愉快なことだと思う。障害者が一人で歩いていければ何も問題はない。個室ドア、便器、洗面台まで私たちが自立歩行できるようにするための点字ブロックを敷き並べていただきたい。管理や衛生上支障があれば、せめてそれぞれに音源発信機をつけて誘導してもらいたい。公共・民間を問わず全ての立川市のトイレが誰にとっても優しいトイレにしていきたい。

引き続き、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、誰もがトイレを快適に利用できるよう、指導・助言を行ってまいります。

公共のトイレにつきましては、基準にもとづいた多目的トイレを設置しており、そちらのご利用をお願いしたいと思います。

本庁舎においての視覚障害者の方への歩行誘導の設備は、正面、西側の庁舎入口に人

感センサーの音声案内を設置し、本庁舎に接続している歩道から庁舎内の点字案内板及び総合受付までは点字ブロックで誘導しております。また、庁舎内のトイレ入口前、エレベーター前などには微弱電波による音声案内システムを設置しており、本庁舎受付で用意しています貸出ラジオ(通常の AM ラジオ)で利用ができます。しかし、点字ブロック、ラジオによる音声案内はトイレ内までは案内しておらず、トイレ内においては同行援護者の誘導が必要な現状です。

要望書に「ガイドの主流が女性である」旨がご指摘されています。庁舎一階に配置している庁舎内のご案内、お手伝いをするフロアマネージャーは女性であります。男女にかかわらず職員も来庁者の方のお手伝いは行っております。

男性の視覚障害者の方のトイレ使用時は、男性職員によるご案内を行い、来庁者の方にご負担をお掛けしないよう対応してまいります。

今後も、来庁者がお困りのことに対しては、職員等が直接にお手伝い、ご案内をしていきます。

5 学習館・会館の和室に車椅子用簡易スロープの配置についての要望

各学習館・会館とも地域に根付いて活発に利用されている。中でも和室はカラオケ設備があることからよく利用されている。ただ、畳敷きのため周囲のフロアより10センチほど床が高く、この段差が車椅子利用者にはネックになっている。自力で乗り越えられのは手押し車椅子が2センチ、電動車椅子の場合は5センチほどだと思う。つまり、介護なしでは車椅子は和室に入ることができない。周囲の人が手助けすれば解決できる、従来はそれでよかったかもしれない。しかし、高齢化が進み手助け自体が難しくなる可能性がある。そういう変化に対応してもらいたい。取り外し移動が楽な簡易スロープを和室のある全ての施設に配置していただきたい。室内用なので腐食の心配もなく、さほどコストはかからないと思われる。

車椅子利用者にとって、気楽に利用できる施設にしていきたい。

学習等供用施設につきましては、滝ノ上会館にはすでに簡易スロープを配置しておりますが、他の館につきましても必要に応じて順次配置を検討させていただきます。また、市内に6か所ある学習館につきましては、施設の構造等に差異があることから、車椅子のご利用の際は各学習館にご相談ください。

2 教育・育成・相談

1 同行援護従事者養成講習会の市による指導管理助成についての要望

私たち視覚障害者が屋外で活動を行うとき、同行援護は欠かせない制度である。利用時間の多い少ないは別の機会に述べることとして、従事者の絶対的な不足はかなり深刻な問題である。職業として選択肢に考える方が少ないように思う。様々な原因はあるとは思いますが、その

一つに資格取得の講習会が民間事業所で行われ、失業者の転職者にとって負担が大きいことが挙げられる。更に事業所ごとにカリキュラムに違いがあることも受講者に迷いを起こさせる一因だと考えている。一部の近隣自治体のように立川市が主導する講習会に切り替えることができれば受講者も少ない自己負担で安定したカリキュラムの講習を受けられる。そして同行援護従事者の安定した確保ができる。ぜひ実現していただきたい。

講習会の講師を市職員(障害福祉課のケースワーカー等)が行うことは、その技術がなくてはならないため、仮に実施する場合は委託による実施になるものと認識しております。今後、近隣市の実態を把握するため、状況の調査を始めたいと考えております。

*私たち以外の要望、市からの回答の全てを私たち視覚障害者福祉協会にはプリントだけでなくプレックストークの音声CDでいただきたい。

【広報プロモーション課】

他団体からの要望及び本市からの回答をすべてデータ提供いたします。ご容赦ください。

●立川市聴覚障害者協会

私たち聴覚障害者、すなわち聞こえない聞こえにくい人、さらにはこれらを原因とする言語障害を持つ人にとって、様々な社会的なバリアがあります。

1 生活環境・地域生活支援

(1)情報格差および情報保障について

前回の意見交換会でも要望がありましたとおり、現在でもまだ改善が見受けられませんでしたので、今回も引き続き要望します。

立川市では市長会見や広報活動および立川市議会の議会に手話通訳および字幕が付いておりません。

動画では YouTube による自動生成の字幕機能が付いているとはいえ、誤認識や誤変換が頻繁に見られています。

また手話を第一言語としている聴覚障害者は、第二言語である日本語を教育環境の不備から十分に習得できなかった方々が大勢います。そのため、日本語字幕があっても全て内容を理解することができないので、第一言語である手話の通訳を含めてしっかりした情報保障を求めます。

1 日も早く、私たちにも立川市の情報を公平に発信してもらいたいです。

手話を第一言語として生活をされている聴覚障害者の方が、より正確に情報を知り得る方法は文字情報ではなく手話によるところが大きいことは承知しておりますが、その一方で、中途失聴の方などの場合は、手話よりも文字による情報取得を求めている方もおり、情報提供手段としましては、両面で考える必要があるものと認識しております。

また、行政から発信される広報やホームページなどの情報は、誰もが同じレベルで取得できることが大切であり、「手話によるライブも含め、どのような情報提供手段が有効なのか」など、今後も研究・検討を重ねつつ、情報発信を続けてまいります。

(2)意思疎通支援事業について

前回の意見交換会でも要望がありましたとおり、現在の進行状況を聞かされておきませんので、今回も引き続き要望します。

災害時の避難所や緊急時に手話通訳者をすぐに派遣することが困難な場合、あるいは新型コロナウイルス感染症のような感染予防対策として手話通訳者および利用者を守るためにも、「遠隔手話通訳サービス」を導入していただきたいです。

身近な活用例としては、市役所および公共施設の窓口等に機器を設置し、遠隔による手話通訳をいつでも瞬時に利用できるようにすること等が挙げられます。

現在、立川市役所における手話通訳者設置は障害福祉課に 1 名だけで、必要があれば役所内の窓口へ同行することができますが、他の利用者はその通訳者が戻ってくるまで待たなければなりません。また通訳者が動ける時間(9 時～12 時／13 時～16 時)も限られており、一般者と比べてみても公平でないことが分かります。

オンライン会議等の通訳についても、ネット環境のトラブル防止により、手話通訳者はネット環境が十分に整った所で通訳する必要がありますが、そのような場所がなく、通訳派遣の依頼を断念したことがあります。

立川市登録手話通訳者もそれらのサービスにおいて活動できるように、ネット環境が整ったブースを設けていただけると有難いです。国が「ICT 利活用の促進」を掲げている中、手話通訳のみならず言語通訳としても様々な場面で活用できるよう、通訳ブースを整備していただけないでしょうか。

遠隔手話通訳サービスの導入につきましては、現時点で具体的な検討には至っておりませんが、引き続き、近隣市の動向や、既に導入している自治体の事例を収集してまいります。

(3) タクシー・リフトタクシー・ガソリン費の助成事業について

前回の意見交換会でも要望がありましたとおり、現在でもまだ改善が見受けられませんでしたので、今回も同じ内容で引き続き要望します。

ガソリン費助成券取扱給油所が、南部では柴崎町と富士見町と錦町の 3 か所がありますが、北部には武蔵村山市だけ 2 か所に集中しています。立川市の北部にも取扱給油所を増やしていただけますか。

本市の北部にある給油所からも協力が得られるよう、今後も継続して交渉を重ねてまいります。

●けやきの会

1 生活環境・地域生活支援

1 オストメイトのQOLの向上について

(1) オストメイトへのアンケート調査を実施してください

6/2 議会での質問の中にアンケート調査のことができました。これを受けて、現状を調査分析し課題を抽出して適切な施策の立案、実行をしていただきたいと思います。

アンケート調査につきましては、オストメイトの方が、他者に知られたくないということがあると聞いておりますので、その心情に配慮して、慎重に判断してまいりたいと考えております。

(2) 給付金の引き上げをお願いします

2024 年度に給付額が引き上げられましたが、配送料が利用者負担となったため実質増額とはなっていません。市長がおっしゃっていた「せめて夏場は週 3 回入浴できるように」は実現されておられません。物価上昇が続く中オストメイトの QOL 向上のために給付金の更なる引き上げをお願いします。

現状を踏まえたご要望については日本オストミー協会の三多摩支部からも頂戴しており、今後周辺市の状況を調査してまいります。

(3) 給付対象品目の更なる見直しをお願いします

2025 年度から給付対象品目が 1 つ追加されました。しかしながら、不織布ガーゼ、パウチカバー、オストメイト用下着、入浴用補助具などが対象品目に入っておりません。

給付対象品目については更なる見直しを行って、日本オストミー協会が要望している 20 品目を対象とするようお願いします。

現状を踏まえたご要望については日本オストミー協会の三多摩支部からも頂戴しており、今後周辺市の状況を調査してまいります。

(4) オストメイトのピアサポートや家族の相談窓口を設置してください

ある日突然オストメイトになると本人・ご家族がメンタル面で追い込まれてしまい、誰にも相談できず自死に至るケースすらあります。行政に相談窓口を設置することで、このような不幸が少しでも減らせたらと願います。

また、相談窓口で、使用者に応じたストーマ装具やアクセサリの選び方などのアドバイスも受けられるとオストメイトのQOLが格段に向上します。

障害福祉課職員を含めた市職員には、専門的知識がない現状で対応することは非常に困難であると考えております。オストメイトや家族からの相談につきましては、病院等の医療関係者へご相談していただくことが適切であると考えております。

(5) 災害時のストーマ装具置き場の拡充と1次避難所への装具の備蓄をしてください

現在、災害時のストーマ装具置き場が市内7カ所に設置されておりますが、被災後の混乱した状況の中で装具を取りに行くことを想像すると、もっと多くの置き場が必要です。

より身近な場所である1次避難所をストーマ置き場とし、併せて、1次避難所に非常用としてストーマ装具の備蓄を検討願います。

現在本庁舎のほか、市内6カ所で展開しておりますが、利用者が少なくなっている状況と認識しております。今後は、既存の市内7カ所の設置場所の周知を改めて行ってまいりたいと考えております。

本市では「公助」として、一次避難所の限られた防災倉庫スペースに、アルファ化米や保存水、毛布やカーペット、携帯トイレなどを備蓄しております。備蓄品の選定につきましては、一人でも多くの方が利用できる物品であるか、交換すべき周期が長期間であるか等を基準に判断しております。

ストーマ装具につきましては、大きさや形状などご使用者されている方によって様々であると認識しております。また、何人のオストメイトが一次避難所に避難してくるかも把握できないため、「自助」として災害時非常持ち出し袋に入れておくなど、万一の際に備えていただくようお願いいたします。

(6) 一時的オストメイト(一時ストーマ)も給付金の対象に加えてください

現在、立川市では給付金は永久ストーマの方しか対象になっていませんが、一時的にオストメイトになられ、その後ストーマを閉じて通常の排泄処理に戻される方もいらっしゃいます。一時的にオストメイトになる期間は人によって3か月～1年・2年と幅がありますが、その間、使用するストーマ装具は全額自己負担になっています。この方々が給付対象になっている自治体もあるようです。立川市でも一時的オストメイトを給付対象に加えてください。

当市では、給付対象を(身体障害者手帳の交付を受けた)「障害者・児」としており、今後も対象に加えることは考えておりません。

(7) オストメイトを広く知ってもらうためのイベントや学習会を開催してください

2024年度市民向けの学習会を障害福祉課主催で開催していただきました。今後も継続的に周知イベントや市内の小中学校への出前授業などを開催してください。

貴会にも実行委員として参画していただいております「立川市障害者週間」における展示（約1週間）のほか、イベント（土日）で開催できるものがあれば、実行委員会におけるご提案をお願いいたします。

以上

●特定非営利活動法人 テイクオフ

1、生活環境・地域生活支援

(1) 高松第二公園の遊具利用の為のお願い。

熊野神社(高松町1丁目17-21)内にある高松第二公園を利用させて頂いています。テイクオフの活動場所に近く、遊具があり、思いっきり遊ぶことができ、緑も多く、利用者が大好きな場所です。

遊具の中にあるブランコのことをお願いがあります。雨のあとは、水が溜まりブランコに乗ることができなくなります。少しの雨でも溜まります。ブランコの下にマットを敷いて頂けないでしょうか。他の公園はマットが敷いてある所が多いと聞いています。また、滑り台ですが、今の時期、全体が熱くなり利用することができません。子ども未来センターに設置された滑り台はとても遊びごちが良いという声を聞きます。是非、高松第二公園にもお願い致します。

ブランコの水溜りにつきましては、降雨日に現地を確認し対応を検討いたします。

錦中央公園(子ども未来センター東)に設置した滑り台は、設置するスペースを広く必要とするため公園の全面的な改修が必要になります。公園の全面的な改修の際にワークショップ等により地域の意見を取り入れて更新していくように考えており、その中で検討してまいります。

2、シニア層の余暇の場について

(1)、 青年・成人期の余暇活動の重要性や必要性について理解して下さっていることは日頃より感じております。何度も現状をお伝えさせて頂ける機会を設けて頂きました。要望が実現できないことは残念なことです。去年は、青年・成人期余暇活動ペガサス事業所について、担当者の方とたくさん話ことができました。お伝えできたことで、現状について理解を頂き、青年・成人期余暇の必要を共有できた時間は貴重な体験でした。

現在、立川市と時間をかけ作った事業所の待ったなしの喫緊の課題は解決できていません。利用者の大幅増、活動部屋スペースの問題、利用者の年齢の開きによる支援の難しさなどです。学齢期放課後等デイサービステイクオフ、青年・成人期グループペガサス事業所、二事業の余暇活動を進める中で、現在の事業所では到底まかなえないシニア世代の余暇の場が必要だと声を上げる保護者が増えています。利用者はいつまでも18歳以下ではないですし、青年・成人期でもないのです。もう一つシニア世代むけの余暇の場も必要だと考えます。今後のペガサス事業所の課題解決、シニア層余暇活動の場の増設に力を貸して頂きたい。

平日に作業所や企業で働き、余暇に利用者の方が集い様々な活動を楽しんでいる場であることは認識しており、提供している事業所の方からも拡充の思いも受けとめております。拡充については、引き続き財源となる国や都の補助金に関する動向を重ねて注視してまいります。

●特定非営利活動法人ゆいまーる

1 生活環境・地域生活支援

①不登校、引きこもり支援について

近年増加している不登校や引きこもりの人の中には、いわゆる発達障害や知的ボーダーの二次障害というケースも多いと考えられる。既存の居場所支援への、専門的知識を持ったスタッフの配置や、家庭への訪問などのアウトリーチでの支援をご検討いただきたい。

登校することに対する不安などを抱えている児童・生徒の課題解決を図るため、家庭と子供の支援員を配置し、家庭訪問や保護者との連携、校内委員会の開催などの取組を行っております。

また、臨床心理士等の講師をスーパーバイザーとして招聘し、サポート会議等において助言をいただいております。

地域福祉課では、地域福祉アンテナショップをはじめとした居場所づくりにつきまして、社会福祉士の資格を持つ地域福祉コーディネーターが関わっており、必要な支援へのつなぎを行っています。また、地域福祉課はひきこもりや生きづらさのある方の相談窓口として、ご本人やご家族の相談にのっており、場合によっては訪問による相談の対応も行っています。

②障がい児が安心して過ごせる(遊べる)居場所を作してほしい

最近の日本の夏は危険な暑さのため、外に出られないとなると障害のある子ども達が安心して過ごせる場所はないのが現状である。低料金で過ごせる場所を作してほしい。現状では主に国立市の「くにとちみらい創拠点 矢川プラス※駐車場無料、国立市民優先日は使用不可」、立川市「たまがわみらいパーク※駐車場有料、団体登録有料」等の室内で遊べる施設を利用。

夏季の厳しい暑さの中、屋外の活動が制限され、障害のある子どもが安心して過ごせる場所が限られていることは、課題であると認識しております。

現時点では新たな居場所の設置は難しい状況のため、既存の施設を活用しながら、安心して過ごせる環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

2 教育・育成・相談

地域の小学校との連携について

「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」について、市内の小中学校への周知と、連絡会議開催など関係構築の場の提供などを行っていただきたい。

平成30年5月24日付30文科初第357号「教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」の内容については承知しております。適宜、内容につきましては、再周知を図ってまいります。

「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」として、相談窓口や医療機関、多様な学びの場等についてのリーフレットを作成し、すべての学校に毎年配布し情報提供を行っております。また、特別支援教育連絡会として、幼保小中の代表者や及び障害福祉に関連する部署等が集まり、関係構築、情報共有の場を設けております。

家庭と教育と福祉の関係構築の場の一つとして、立川市特別支援教育連絡会へ障害福祉課からも出席させて頂いており、今後も関係機関と連携を取り、支援が必要なお子様やその保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるように努めてまいります。